

令和7年度 第3回安曇野市国民健康保険運営協議会 会議概要

1	審議会名	安曇野市国民健康保険運営協議会
2	日 時	令和8年2月3日 午後1時30分から午後2時30分まで
3	会 場	安曇野市役所 本庁舎3階 全員協議会室
4	出 席 者	市川委員、下里(眞)委員、中村委員、稲葉委員、中野委員、岡本委員、 鎌崎委員、布山委員、下里(久)委員、望月委員、鳥羽委員
5	市側出席者	中山市長、渡邊部長、保科課長、青柳補佐、立岩係長、奥原係長、 藤原係長、遠藤主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍 聴 人	0人 記者 1人
8	会議概要作成年月日	令和8年2月13日

協 議 事 項 等

1.	開会（保科課長）
2.	市長あいさつ（中山市長）
3.	諮問 令和8年度安曇野市国民健康保険税の税率等について、協議会の意見を求める。
4.	会長あいさつ
5.	議事録署名人の任命（下里（眞）委員、岡本委員）
6.	議事 （1）令和8年度国民健康保険税税率等について （資料に基づき事務局より説明） （事務局）令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度について、課税方法や税率の案があるので、説明を行う。 課税方法としては、医療分等と同様に所得割・均等割・平等割の方式で行いたい。税率としては、所得割0.3%、均等割・平等割各1,000円としたい。 また、医療分・支援分・介護分については、新たに子ども・子育て支援金分が課税となり被保険者の負担が増すことから、据え置きとしたい。
	【委員からの質問、意見】
	①（委員）子ども・子育て支援金について、まだまだ知らない人が多いと思う。 新しい制度なので、しっかりと周知をお願いしたい。 （事務局）4月送付の暫定納付書にお知らせを同封し、ホームページや広報等で周知に努めたい。
	②（委員）子ども・子育て支援金について被用者保険負担分に比べ国保負担分が高いと感じる。また、制度について周知が足りないと思う。 （事務局）子ども・子育て支援金として必要な額等は、今後更に検討を重ねたい。
	③（委員）医療分等の税率の据え置きはありがたいが、国保財政が悪化している中で運営に問題は生じないか。 （事務局）令和8年度は、税率改正はしなくて問題ないという試算になった。ただし令和9年度以降は早い段階で検討が必要。

④（委員） 子ども・子育て支援金も含め、税率改正についてはあまり負担増にならないようお願いしたい。また、滞納者に対する対策について考えを聞きたい。

（事務局） 子ども・子育て支援金は令和10年度に向けて段階的に納付金額が引き上がっていく見通しであるため、それに合わせて検討する。医療分等についても決算状況等を見て検討していく。

（事務局） 収納率は19市の中での平均を上回っている。相談があった際には寄り添った丁寧な対応をしていく。

⑤（委員） 制度の周知について高齢者はホームページはなかなか見ないと思う。その辺りのフォローもお願いしたい。

（事務局） 効果的な広報に努めたい。

⑥（委員） 1人世帯で収入が少ない場合、例3に入るのか？

（事務局） お見込みの通り。

⑦（委員） 例2のように年金収入だけの夫婦の場合、物価高騰もあり税額が上がるのは厳しいと感じる。

（事務局） 例2は厚生労働省が示している、夫婦2人の平均的な年金受給額を参考にしている。子ども・子育て支援金制度は国の制度であるため、理解をお願いしたい。

⑧（委員） 以前出席した他の会議で子ども・子育て支援金制度のチラシが配布されたが、内容の説明はなかった。周知ということで説明いただきたい。

（事務局） 担当事務局に意見として伝える。

⑨（委員） 子ども・子育て支援金を全額基金で賄うことは可能か。また、税率の今後の見通しは。

（事務局） 基金は条例で使用用途が決まっているため、そのような利用は想定していない。子ども・子育て支援金として国が必要とする額が令和9年度・10年度にかけて増える見通しであり、それに伴い市が県に納付する額も増える見込みのため、税率改定も検討していくことになると思われる。

（会長） 事務局の提案どおりとして答申したいが、いかがか。

（異議なし）

（2） 令和8年度安曇野市国民健康保険特別会計予算（案）について

（資料に基づき事務局より説明）

【委員からの質問、意見】

特段なく了承される

（3） その他（事務局より）

次回は8月を予定しているので、参加をお願いしたい。

7. 閉会（保科課長）

※会議概要は、原則として公開します。会議終了後、2週間以内に所定の手続により公開してください。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

会 議 資 料

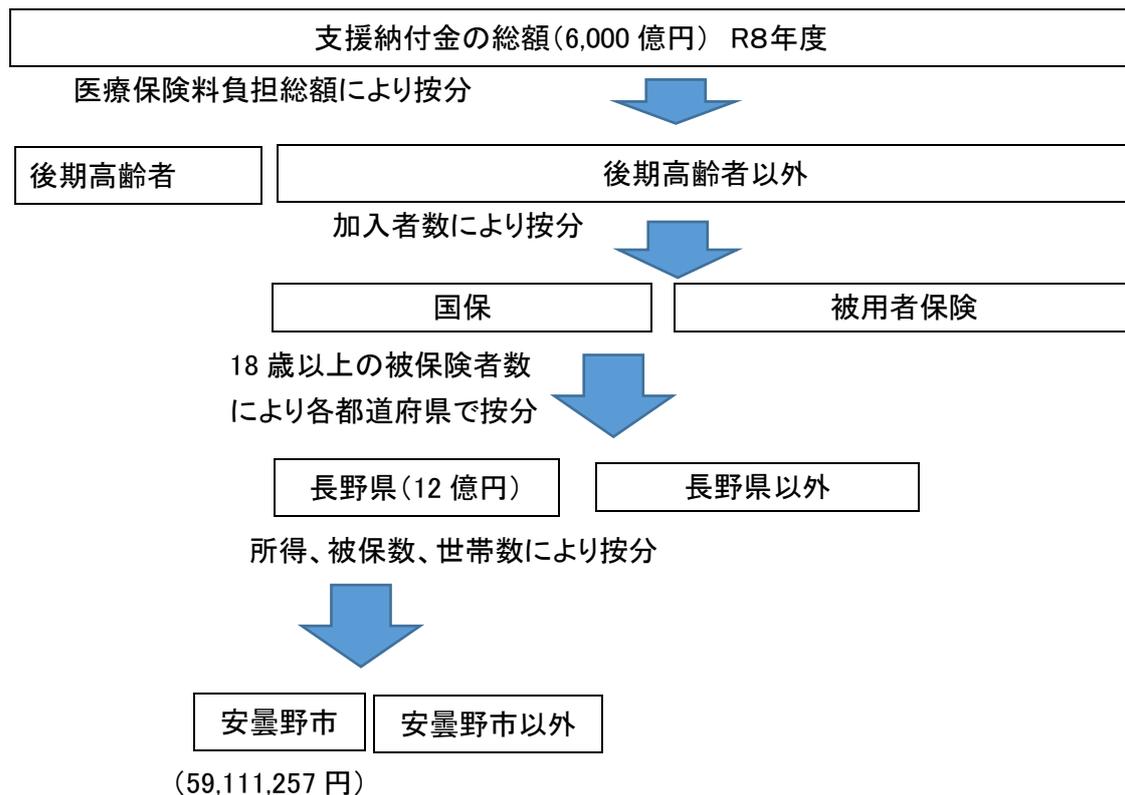
令和8年2月3日（火）

安曇野市国民健康保険運営協議会

○子ども・子育て支援金制度について

- ・国の少子化対策の強化のため、全世代、全経済主体が、子育て世帯を支える仕組みとして、令和8年度から医療保険者(国民健康保険など)が子ども・子育て支援金を徴収。
- ・支援金制度の対象事業は、妊婦支援給付金、共働き世帯の子育てを応援するための経済支援(国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除等)、子ども誰でも通園制度、児童手当など。
- ・市国保は、子ども・子育て支援金を国へ拠出するため、現行の国民健康保険税(医療分・後期支援分・介護保険分)に併せて、子ども子育て支援金分の課税を令和8年度から開始。
- ・支援金分の課税に関しては、現行の国保税と同じように均等割・平等割には、低所得者への軽減措置(7割・5割・2割軽減)、また、課税額に一定の上限を設ける(賦課限度額)。
- ・18歳以下の被保険者の均等割は全額軽減される予定。
- ・国全体では、医療保険者が徴収する保険料として令和8年度 6,000 億円、令和9年度 8,000 億円、令和10年度 1兆円を予定。

子ども・子育て支援金の按分(イメージ)



安曇野市の保険税計算基礎

	所得割（賦課標準額に対してかかる）	均等割（加入者一人ごとにかかる）	平等割（一世帯当たりにかかる）	年間限度額
①医療分	6. 9%	20,400円	20,400円	66万円
②支援金分	2. 7%	9,600円	9,600円	26万円
③介護分 （40～64歳）	2. 2%	7,000円	7,000円	17万円
④子育て支援分 （18歳以上含む）	0. 0%	〇〇円	〇〇円	3万円

この部分を今回設定する

○令和8年度国民健康保険税税率等について

1 子ども・子育て支援分について

当市の国民健康保険税は3方式（所得割、均等割、平等割）による算定方法を採用しており、子ども・子育て支援分の課税についてもこの3方式（所得割、均等割、平等割）を用いることとしたい。

税率については、以下のとおりとしたい。

子ども・子育て支援分

（年税額）

項目	設定案	県が示した標準税率	納付金
所得割	0.3%	0.28%	59,111,257円
均等割	1,000円 （18歳以上 100円含む）	1,095円 （18歳以上 64円含む）	
平等割	1,000円	1,052円	
調定額	54,221,800円	53,523,200円	

2 医療分、支援分、介護分の課税について

新たに子ども・子育て支援分が課税となり被保険者の負担感が増す中、令和8年度については、不足分について基金を活用することにより賄うこととし、医療分、後期支援分、介護分については据え置きとしたい。

参考：基金残高・単年度収支

年度	前年度繰越金	基金積立金	基金取崩額	年度末基金残高	残高前年度比	単年度収支
30	293,933,363	82,001,395	150,000,000	782,272,535	-67,998,605	-269,179,358
1	92,752,610	48,475,574	330,000,000	500,748,109	-281,524,426	-305,990,052
2	68,286,984	36,286,491	0	537,034,600	36,286,491	46,925,993
3	78,926,486	40,968,125	0	578,002,725	40,968,125	10,704,671
4	48,663,032	25,872,058	60,000,000	543,874,783	-34,127,942	-64,082,576
5	18,708,398	10,913,539	150,000,000	404,788,322	-139,086,461	-101,571,816
6	56,223,043	30,838,190	150,000,000	285,626,512	-119,161,810	-50,819,177
7	124,565,676	63,749,688	71,100,000	278,276,200	-7,350,312	

*単年度収支：収入合計－基金繰入金－前年度繰越金－支出合計－基金積立金 出典：年報 見込み

○令和8年度国保税イメージ モデル世帯の年税額（円）

①夫婦2人（40歳から65歳未満）と小学生1人 所得260万円

	令和7年度	設定案	県が示した標準保険料率
医療分	231,300	231,300	231,300
支援分	96,900	96,900	96,900
介護分	68,700	68,700	68,700
子育て分	-	9,500	9,300
合計	396,900	406,400	406,200
改定率	-	2.4%	2.3%

②夫婦2人（70歳：年金200万 66歳：年金収入130万）

	令和7年度	設定案	県が示した標準保険料率
医療分	63,000	63,000	63,000
支援分	27,000	27,000	27,000
介護分	-	-	-
子育て分	-	2,900	2,900
合計	90,000	92,900	92,900
改定率	-	3.2%	3.2%

③単身者（40歳から64歳未満）1人 所得0円 （ ）内は65歳以上の場合

	令和7年度	設定案	県が示した 標準保険料率
医療分	12,200 (12,200)	12,200 (12,200)	12,200 (12,200)
支援分	5,700 (5,700)	5,700 (5,700)	5,700 (5,700)
介護分	4,200 (-)	4,200 (-)	4,200 (-)
子育て分	-	600 (600)	600 (600)
合計	22,100 (17,900)	22,700 (18,500)	22,700 (18,500)
改定率	-	2.7% (3.4%)	2.7% (3.4%)

令和 8 年度安曇野市国民健康保険特別会計予算（案）について

令和 8 年度安曇野市国民健康保険特別会計予算編成における国民健康保険事業の
現況と今後の見通し（概要）

○安曇野市国民健康保険の現況

国民健康保険に加入している被保険者数は、令和 7 年 12 月末現在で 17,288 人であり、前年同時期(令和 6 年 12 月末 17,704 人)と比較して 416 人(△2.3%)と、被保険者数は減少しましたが、減少率は鈍化してきています。

被保険者数の主な減少理由としては、社会保険の適用拡大によるものと、後期高齢者医療制度への移行によるものがあり、社保加入による脱退は月平均 170 人、後期への移行者数は月平均 101 人と国保資格喪失の大きな割合を占めています。

また、前期高齢者と呼ばれる 65 歳以上 75 歳未満の区分は、令和 7 年 12 月末現在で、8,049 人と前年同期(8,385 人)と比べると 336 人減少しており、被保険者全体に占める前期高齢者の加入率も、46.6%と前年同時期と比較して 0.8 ポイントの減少となっており、こちらも減少率は鈍化しています。前期高齢者の医療費費用額の全体での割合は、59.4% (11 月診療分迄) とこちらも 0.7%の減少となっております。

令和 6 年度の一人当たり医療費については、43.2 万円を超えましたが、令和 7 年度についても引き続き増加すると思われる保険給付費及び納付金へと波及していくものと思われます。

令和 8 年度の予算編成は、保険給付費においては、県の試算と令和 7 年度の実績を基に 6,858,659 千円、県に納付する国保事業費納付金は令和 8 年度より新たに子ども子育て支援金分を加えた 2,338,144 千円の予算計上を行いました。予算総額は、以下のとおりとなります。

令和 8 年度予算額（案）	9 4 億 2, 7 8 4 万 3 千円
前年度当初予算額	9 3 億 9, 1 4 8 万 1 千円
対前年度比	3, 6 3 6 万 2 千円増 (0.4%)

1. 被保険者数の状況

12月末現在：人

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
被保険者数	21,015	20,658	20,241	19,282	18,486	17,704	17,288
うち65歳以上	10,349	10,345	10,213	9,613	9,021	8,385	8,049

2. 国民健康保険税の状況

(単位：千円)

年度	一般被保険者			退職被保険者等			全体		
	収入額	増減額	前年比	収入額	増減額	前年比	収入額	増減額	前年比
元	2,014,001	60,554	103.1%	3,159	-14,324	18.1%	2,017,160	46,230	102.3%
2	1,974,464	-39,537	98.0%	471	-2,688	14.9%	1,974,935	-42,225	97.9%
3	1,969,752	-4,712	99.8%	69	-402	14.6%	1,969,820	-5,115	99.7%
4	1,844,166	-125,586	93.6%	1,051	982	1,523.2%	1,845,217	-124,603	93.7%
5	1,806,528	-37,638	98.0%	0	-1,051	—	1,806,528	-38,689	97.9%
6	1,785,852	-20,676	98.9%	0	0	—	1,785,852	-20,676	98.9%
7	1,818,400	32,548	101.8%	0	0	—	1,818,400	32,548	101.8%
8	1,821,000	2,600	100.1%	4	4	皆増	1,821,004	2,604	100.1%

(令和6年度までの数値は各年度の決算値、令和7年度は決算見込、令和8年度は予算ベース。以降の各表も同様です。) R8年度分の試算では、約53%の方が国保税の軽減対象となっております。

3. 医療諸費の状況

・療養給付費・療養費・高額療養費(介護合算含む)の状況

(単位：千円)

年度	一般被保険者			退職被保険者等			全体		
	支出額	増減額	前年比	支出額	増減額	前年比	支出額	増減額	前年比
元	6,895,275	-164,125	97.7%	7,214	-39,994	15.3%	6,902,489	-204,119	97.1%
2	6,365,965	-529,310	92.3%	143	-7,071	2.0%	6,366,108	-536,381	92.2%
3	6,803,347	437,382	106.9%	17	-126	11.9%	6,803,364	437,256	106.9%
4	6,681,882	-121,465	98.2%	0	-17	13.5%	6,681,882	-121,448	98.2%
5	6,788,187	106,305	101.6%	0	0	—	6,788,187	106,305	101.6%
6	6,653,922	-134,625	98.0%	—	—	—	6,653,922	-134,625	98.0%
7	6,657,792	3,870	100.1%	—	—	—	6,657,792	3,870	100.1%
8	6,790,200	132,408	102.0%	—	—	—	6,790,200	132,408	102.0%

<被保険者一人当たりの医療費状況>

(単位：円)

年 度	一般被保険者			退職被保険者等			全体		
	医療費	増減額	前年比	医療費	増減額	前年比	医療費	増減額	前年比
元	382,834	1,995	100.5%	271,044	86,569	75.8%	382,660	1,985	100.5%
2	361,617	-21,217	94.5%	-	-	-	361,616	-21,044	94.5%
3	392,537	30,920	108.6%	-	-	-	392,537	30,921	108.6%
4	399,400	6,863	101.7%	-	-	-	399,400	6,863	101.7%
5	422,989	23,589	105.9%	-	-	-	422,989	23,589	105.9%
6	432,205	9,216	102.2%	-	-	-	432,205	9,216	102.2%

※令和2年度以降退職被保険者の年度平均人数が0人のため

4. 国保事業費納付金の納付状況

(単位：千円)

年 度	医療分	後期高齢者支 援金分	介護分	子ども・子育て 支援分	合計
元	1,990,120	642,995	224,134	-	2,857,250
2	1,652,215	597,545	221,561	-	2,471,320
3	1,673,100	589,533	207,638	-	2,470,272
4	1,641,286	578,677	206,123	-	2,426,086
5	1,548,517	635,409	215,165	-	2,399,090
6	1,434,957	625,391	211,878	-	2,272,226
7	1,482,293	601,409	209,727	-	2,293,429
8	1,468,569	601,023	209,440	59,111	2,338,143

※端数処理の関係で予算額、合計額と差がある場合があります。

5. 特定健診等事業および保健事業の状況

令和6年度～令和11年度を計画期間とする「第3期国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」「第4期特定健康診査等実施計画」に基づく特定健診等事業の推進により、被保険者の健康課題の明確化と保健事業を実施し、医療費の伸びを抑制します。

特定健診受診率の推移

R元	R2	R3	R4	R5	R6(報告値)	R7(目標値)
47.9%	40.8%	45.7%	47.5%	47.7%	45.3%	53.5%

各種健診受診者人数の推移(市システム登録状況)

※12月末現在 ※※予算根拠

年度	集団健診	個別健診	通院治療者 等情報提供	人間ドック	合計 (実人数)
R元	2,612	1,219	1,436	2,608	7,875
R2		3,172	1,178	2,399	6,749
R3	1,218	2,606	1,062	2,546	7,432
R4	1,552	2,308	767	2,527	7,154
R5	1,436	2,290	974	2,518	7,218
R6	1,382	2,207	331	2,495	6,415
R7*	1,321	1,416	290	1,394	4,421
R8**	2,150	2,800	500	2,740	8,190

ドック受診者人数の推移(支払状況)

※12月末現在 ※※予算根拠

年度	人間ドック	オプション 脳ドック	特定健診含む 脳ドック	その他 脳ドック	助成総数 (延べ件数)	支出総額 (千円)
R元	2,757	683	33	25	3,316	72,458
R2	2,391	638	8	7	3,044	66,879
R3	2,526	679	20	8	3,233	70,934
R4	2,513	771	14	12	3,310	71,631
R5	2,498	738	20	9	3,265	70,760
R6	2,474	646	21	15	3,156	69,674
R7*	1,385	319	9	10	1,723	38,313
R8**	2,710	800	30	30	3,570	77,600

(助成額)：1日ドック：25,000円、1泊2日ドック：30,000円、オプション脳ドック：10,000円
 特定健診含む脳ドック：20,000円、その他脳ドック：15,000円

令和7年度の取り組み

・国保特定健診

個別健診は、6月から翌年2月末まで市内33医療機関のご協力で実施しています。

集団健診は、7月(14日間：2日から18日まで)と11月(2日間：15・16日)の合計16日間を市内の3保健センターで実施しました。このうち休日健診は合計3日間実施し、受診率の低い若年世代の受診機会の確保に努めました。

人間ドック補助や通院治療時および事業主健診等の健診結果データを取得し、健診受診率向上と保健指導対象者の抽出に活用しています。

受診率向上のための未受診者対策として、Web予約システムによる申込受付を継続し、300件以上の利用がありました。個別受診勧奨として、節目年齢者(40歳・50歳)に予約不要で自己負担無料の集団健診を案内し(6月)、健診意向が不明な60歳以上に

は受診勧奨を兼ねた意向調査(9月)、40歳から59歳には大判ハガキによる勧奨(10月)など、対象者に合わせた勧奨を行いました。

10月の令和6年度法定報告による健診受診率45.3%は、前年比-2.4%と減少し、19市中でも平均の46.8%を下回り、前年順位6位から10位に後退しました。

被保険者の減少が続く今後においては、継続受診者の増加(継続受診率向上)が重要となるため、健康支援課と情報共有し、効果的な健診受診率向上に取り組めます。

・その他保健事業

健康ポイント事業は、対象者4,513人に5,175枚の割引券を配布し、令和7年12月末現在の使用状況は3,681枚(使用率71.1%)で、前年同期74.9%より減少しています。

使用率向上のため、特定健診案内や勧奨通知、健診こよみへの掲載等で制度の周知に努めています。

医療費通知および後発医薬品差額通知の送付は、医療費控除への活用や後発医薬品の制度周知を目的に国保連合会に作成を委託しています。医療費通知は年1回(R8年2月通知予定)、後発医薬品差額通知は年2回(7月、2月)通知しています。

重複多剤投与者への保健師による保健指導では、昨年度10月から新たに国保連合会から提供されている対象者名簿を活用しています。対象者名簿は、製薬会社や容量等にかかわらず同一薬効の薬剤等を計上したうえで対象者が抽出されており、重複・多剤の見直す機会として、適正受診・服薬につなげることが目的です。県下保険者が同一基準で実施し、その状況をKDBシステムに登録することで同一基準の評価ができます。

医科および柔整の重複頻回受診者への保健指導は、保健師による個別訪問を中心として対象者の状況に合わせて実施しています。令和7年12月末現在、重複・多剤投与者は対象者32名中26名に介入、重複頻回受診者は対象者15名中13名に介入しています。該当者からの症状や痛みに対する不安等に対しては、主治医やかかりつけ薬局薬剤師への相談を勧め、必要時の再訪問、地域包括支援センター等と連携しています。この実施にあたっては県の薬剤師派遣事業を利用して、地域薬剤師から専門的助言を受けています。

これらの保健事業はいずれも、医療費適正化を目指す保険者努力支援制度の取組評価項目となっているため、今後も制度の普及や取組に努めます。

6. 国保運営状況の現状と見通し

・令和7年度の状況

	国民健康保険税		
	令和6年度	令和7年度	12月末時点
調定額	1,956,809,185円	1,993,194,142円	差 36,384,957円
収納額	1,295,266,960円	1,322,848,165円	27,581,205円
収納率	66.2%	66.4%	0.2%

保険税の収納状況ですが、12月末現在の状況は、令和6年同時期に比べ調定額は、約3,600万円、収入額は、約2,800万円の増となっています。また、一般会計繰入金に

についても 600 万円の増を想定しています。

歳出ですが、医療費諸費について、被保険者数の減少により毎年度減少傾向にありますが、一人当たりの費用額で見ると令和 2 年度を除き毎年度伸びています。令和 7 年度は 44 万円を超えると予想しています。

今後の状況については、不透明な部分もありますが、大勢としては医療費の総額は、令和 6 年度同額を見込んでいます。

・令和 8 年度の見込み

令和 7 年度の本算定を受け 12 月補正予算で 1 億 4 千万円の国保税の増額を計上しました。これは、令和 6 年中の所得の増加に伴うものでこの傾向は令和 8 年度も続くとみております。しかし、国保加入の 5 割以上の方が軽減を受けている状況であり所得の上昇は限定的な影響とみています。令和 8 年度国保税の当初予算額は、令和 7 年当初予算額より 1 億 9 千万円の増額を見込み、基金の取崩額は、令和 7 年度当初予算より少ない 1 億 2 千 5 百万を予定しています。その結果令和 8 年度末基金残高は約 1 億 6 千万円程度になると思われま。

「2. 国民健康保険税の状況」においても触れていますが、令和 8 年度については、保険税の増加を見込み、それに伴い支払準備基金からの繰入は、12,500 万円を計上し、令和 7 年度当初予算作成時と比較して基金残高は約 1 億 3,800 万円増の 1 億 5,634 万円を見込んでいます。しかし、依然財政上の運営は難しく令和 9 年度についても慎重に見極めていく必要がある状況です。

・基金の現状及び今後の見込み

(単位：千円)

年度	繰越金	積立て	取崩し	年度末残高
R 元	92,752	48,476	330,000	500,748
R 2	68,287	36,286	0	537,035
R 3	78,926	40,968	0	578,003
R 4	48,663	25,872	60,000	543,875
R 5	18,708	10,914	150,000	404,788
R 6	56,223	30,838	150,000	285,627
R 7	124,566	63,750	71,100	278,276
R 8	4,000	2,929	125,000	156,205

(端数処理の関係で年度末残高等が一致しない年度があります。)

子ども・子育て支援金制度が開始します

「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。

いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが**、**全ての医療保険制度の加入者で平均すると**、

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様へ追加のご負担を求めることのない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得制限なし	960万円未満		第3子以降	
	支援対象	児童手当(月額)	支援対象	児童手当(月額)
	0歳～3歳未満	1.5万円	0歳～3歳未満	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	3歳～小学生	1.5万円
	中学生	1万円	中学生	3万円
	高校生	1万円	高校生	1万円

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、
 ・妊娠届出時に5万円
 ・妊娠後期以降に妊娠している
 子どもの数×5万円
 を支給します。



※令和7年度から制度化

育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、
 こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
 時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

出生後休業支援給付

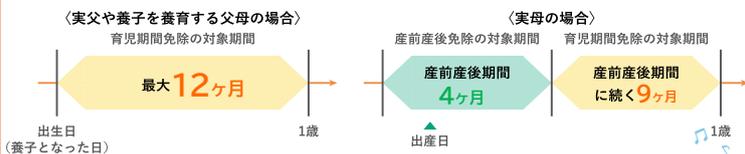
「出生後休業支援給付」を創設し、
 子の出生直後の一定期間内に
 両親ともに14日以上育児休業を取った場合、
 最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
 育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、
 保育所等に通っていない0歳6カ月から
 満3歳未満のこどもが
 時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
 (こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
 (概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

